

府監第1091号  
令和8年4月22日

\*\* \*\*\* 様

大阪府監査委員	高橋明男
同	中務裕之
同	鈴木一水
同	川村和久
同	白木恵士

### 住民監査請求について（通知）

令和8年4月6日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

#### 記

#### 第1 請求の要旨

職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

##### 1 監査対象事項

令和8年2月8日の大阪府知事選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙費用その他同年1月22日の吉村洋文知事（以下、同日の失職前及び本件選挙による再選後を含めて「知事」という。）の辞任に伴う諸経費の支出

##### 2 前記1の事項が違法又は不当である理由

知事は、私利私欲、党利党略の目的で、任期途中で辞任し、令和8年2月に不必要な本件選挙の実施により選挙費用その他辞任に伴う諸経費に多額の公金を不当に支出させ、大阪府民に損害を与えた。

大阪都構想は前2回の住民投票で否決され、すでに民意は確定しており、改めてその是非を問う必要性はない。

大阪都構想再挑戦の是非を問うことが必要としても、①任期満了による知事選挙は令和9年4月に行われることになっており、今回の選挙費用はまったく公金の無駄遣いであること、②新しい大阪都構想の説明もないこと、③知事選挙は府の行政の代表者を選ぶ選挙であり、特定の政策の是非を問うものではないこと、④実質的に有力な対立候補の立候補を排除し、府民に選択の余地を与えない無意味で不当な選挙であることから、知事選挙を行う必要性はまったくなく、かつ選挙の方法が不当である。

### 3 求める措置の内容

本件選挙費用その他知事の辞任に伴う諸経費に支出された公金の知事による賠償

## 第2 住民監査請求の要件に係る判断

### 1 地方自治法第242条第1項の要件について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

### 2 判断

- (1) 請求人は、知事は、私利私欲、党利党略である大阪都構想をすすめるため、任期途中で辞任し、令和8年2月に不必要かつ不当な本件選挙の実施により、多額の公金を不当に支出させ、大阪府民に損害を与えたとして、知事にその損害を賠償するよう求めている。
- (2) 法第145条は、「普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては30日（中略）までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。」旨を規定するところ、当該規定のほかに、知事がその任期中に退職することを制限する規定は存在しない。  
一方、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第111条第1項では、知事が議長に退職の申出を行った場合、議長はその旨を選挙管理委員会に通知することとされ、公選法第114条では、通知を受けた選挙管理委員会は、選挙の期日を告示して、選挙を行わせなければならないこととされている。

公選法は、第89条第1項本文において「国若しくは地方公共団体の公務員（中略）は、在職中、公職の候補者となることができない。」と定め、第90条において「前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、（中略）第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。」旨を定めている。しかし、法及び公選法では、知事が、その任期途中で、かかる公職の候補者となることを制限する規定は存在しない。

知事は、令和8年1月16日に府議会議長に退職の申出を行い、同月22日に告示された本件選挙に、同日立候補の届出をしたことにより失職したものである。

以上によれば、知事が辞任したこと、及び本件選挙が実施されたことが違法又は不当と認められないことは明らかであり、本件選挙費用その他知事の辞任に伴う諸経費に係る公金支出は、違法又は不当であるとはいえない。

また、上記の違法又は不当事由のほか、違法又は不当の理由については、何ら摘示されていない。

### 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。